

## 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和 6 年 10 月より医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ長期収載品の処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者様の自己負担となります。選定療養費は保険給付ではないため消費税が別途かかります。

❖ ご理解ご協力をお願いいたします ❖

令和 6 年 10 月 1 日

医療法人大和会 西毛病院